

議案第 48 号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の13の項第 1 号アを次のように改める。

ア 認定の対象が 1 の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び18の項から20の項までにおいて同じ。）を有する住宅である場合 4,000 円

別表第 1 の13の項第 1 号イ中「住宅である場合（認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）」を「2以上の単位住戸を有する住宅である場合」に改め、「（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）」を削り、同号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定によ

り算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第1の13の項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項から20の項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項、次項、18の項及び19の項において「性能基準」という。）による場合にあつては、当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項、次項、18の項及び19の項において「誘導仕様基準」という。）による場合にあつては、当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合にあっては、申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

別表第1の13の項第2号ウ(ア)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項から20の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（次項から17の項まで及び20の項）」を「省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項、次項、18の項及び19の項）」に改め、同号ウ(イ)中「省令第1条第1項第1号ロに定める基準（次項から17の項まで及び20の項）」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準（次項、18の項及び19の項）」に改め、同号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第1の14の項第1号アを次のように改める。

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 2,000円

別表第1の14の項第1号イ中「住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）」を「2以上の単位住戸を有する住宅である場合」に改め、「（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）」を削り、同号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第1の14の項第2号ア中「住宅の単位住戸である場合」を「1の単位住戸を有する住宅である場合」に改め、同号ア(ア)中「単位住戸が1の場合」を「住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

別表第1の14の項第2号イを次のように改める。

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは

は43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

別表第1の14の項第2号ウ(ア)中「省令第1条第1項第1号ただし書」を「省令第10条第1号ただし書」に改め、同号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第1の15の項第1号ア中「標準入力法・主要室入力法」を「省令第1条第1項第1号イに定める基準（以下この項から17の項まで及び20の項において「標準入力法・主要室入力法」という。）」に改め、同号イ中「モデル建物法」を「省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項から17の項まで及び20の項において「モデル建物法」という。）」に改め、同表18の項第1号アを次のように改める。

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 4,000円

別表第1の18の項第1号イ中「住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）」を「2以上の単位住戸を有する住宅である場合に、  
「の合計（設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計）」  
を「（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計」に改め、同号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第1の18の項第2号ア中「住宅の単位住戸である場合」を「1の単位住戸を有する住宅である場合」に改め、同号ア(ア)中「申請に係る単位住戸が1の」を「申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合にあつては、当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

別表第1の18の項第2号イを次のように改める。

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メー

トル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

別表第1の18の項第2号ウ(ア)中「同号イ(1)及びロ(1)に定める基準(次項において「標準入力法・主要室入力法」という。)」を「標準入力法・主要室入力法」に改め、同号ウ(イ)中「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次項において「モデル建物法」という。)」を「モデル建物法」に改め、同号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第1の19の項第1号アを次のように改める。

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき2,000円

別表第1の19の項第1号イ中「住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)」を「2以上の単位住戸を有する住宅である場合」に、「の合計(設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあつては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計)」を「(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計」に改め、同号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウ

の規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第1の19の項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が性能基準による場合にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が誘導仕様基準による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積（省令第13条3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合



計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

別表第1の19の項第2号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第1の20の項第1号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第1の20の項第2号ア(イ)中「省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準」を「省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項において「モデル住宅法・フロア入力法」という。）」に改め、同号イ(イ)中「省

令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準」を「モデル住宅法・フロア入力法」に改め、同号エを次のように改める。

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウ規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

別表第2の13の項を同表13の2の項とし、同表12の項の次に次のように加える。

13	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
----	---	-------------------	---------

別表第2の18の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、「高さの」の次に「適用除外に係る」を加え、同項を同表18の2の項とし、同表17の項の次に次のように加える。

18	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
----	--	------------------	----------

別表第2の23の項の次に次のように加える。

23	建築基準法第58条第2項 の規定に基づく建築物 高さの特例の許可の申請 に対する審査	高度地区内における建築 物の高さの特例許可申請 手数料	160,000円
----	---	-----------------------------------	----------

別表第2の43の項中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表44の項第1号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表45の項中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表46の項第1号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表47の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料」に改め、同項第1号中「一敷地内認定建築物を除く」を「新築する一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物に限る」に改め、同表48の項中「又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等」に改め、同項第1号中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く」を「新築する一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物に限る」に改め、同表58の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」に改め、同表59の項中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律に関連する建築基準法、建築物のエネルギー消費性能向

上に関する法律施行規則及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、関連する手数料を定めるため、この条例案を提出するものである。

## つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略）				本則・附則（略）			
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）				別表第1（第2条、第3条、第5条関係）			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項、18の項及び20の項において「登録住宅性能評価機関」という。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している	13	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項、18の項及び20の項において「登録住宅性能評価機関」という。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している

ものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる

ものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる

区分に応じ、当該アからエまでに定める額  
ア 認定の対象が1の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び18の項から20の項までにおいて同じ。)を有する住宅である場合  
4,000円

区分に応じ、当該アからエまでに定める額  
ア 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び18の項から20の項までにおいて同じ。)である場合 (ア)又は(イ)に規定する額  
(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、4,000円  
(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

申請に係る住宅の床面積

の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る

方メートル以上のときは67,000円

イ 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る



			<p><u>建築物の住宅の部分</u> <u>について、次の(ア)又</u> <u>は(イ)に掲げる区分</u> <u>に応じ、当該(ア)又は</u> <u>(イ)に定める額に、住</u> <u>宅以外の部分の床面</u> <u>積の合計に応じてウ</u> <u>の規定により算出し</u> <u>た額を加算した額</u></p> <p><u>(ア) 建築物の住宅の</u> <u>部分が1の単位住</u> <u>戸を有する場合</u> <u>アに規定する額</u></p> <p><u>(イ) 建築物の住宅の</u> <u>部分が2以上の単</u> <u>位住戸を有する場</u> <u>合 申請に係る建</u> <u>築物の住宅の部分</u> <u>の床面積の合計に</u> <u>応じてイの規定に</u> <u>より算出した額</u></p> <p>(2) 適合証がない場合(建 築基準関係規定適合審 査を受けるよう申し出 る場合を除く。)にあっ ては、次のアからエまで に掲げる区分に応じ、当 該アからエまでに定め</p>			<p><u>建築物の住宅の部分</u> <u>の床面積（共用部分</u> <u>に係る数値を用いな</u> <u>い方法による場合に</u> <u>あつては、共用部分</u> <u>の床面積を除く。）</u> <u>の合計に応じてイの</u> <u>規定により算出した</u> <u>額に、住宅以外の部</u> <u>分の床面積の合計に</u> <u>応じてウの規定によ</u> <u>り算出した額を加算</u> <u>した額</u></p> <p>(2) 適合証がない場合(建 築基準関係規定適合審 査を受けるよう申し出 る場合を除く。)にあっ ては、次のアからエまで に掲げる区分に応じ、当 該アからエまでに定め</p>
--	--	--	---	--	--	--

る額  
ア 認定の対象が1の  
単位住戸を有する住  
宅である場合 (ア)  
又は(イ)に規定する  
額  
(ア) 申請に係る住宅  
について、誘導基  
準に適合している  
かどうかの基準  
が、建築物エネル  
ギー消費性能基準  
等を定める省令  
(平成28年経済産  
業省令・国土交通  
省令第1号。以下  
この項から20の項  
までにおいて「省  
令」という。)第  
10条第2号イ(1)  
及びロ(1)に定め  
る基準(以下この  
項、次項、18の項  
及び19の項におい  
て「性能基準」と  
いう。)による場  
合にあつては、当  
該単位住戸の床面

る額  
ア 認定の対象が住宅  
の単位住戸である場  
合 (ア)又は(イ)に規  
定する額  
  
(ア) 申請に係る単位  
住戸が1の場合に  
あつては、当該単  
位住戸の床面積が  
200平方メートル  
未満のときは  
28,000円、200平方  
メートル以上のと  
きは32,000円

積が200平方メー  
トル未満のときは  
28,000円、200平方  
メートル以上のと  
きは32,000円

(イ) 申請に係る住宅  
について、誘導基  
準に適合している  
かどうかの基準  
が、省令第10条第  
2号イ(2)及びロ  
(2)に定める基準  
(以下この項、次  
項、18の項及び19  
の項において「誘  
導仕様基準」とい  
う。)による場合  
にあつては、当該  
単位住戸の床面積  
が200平方メー  
トル未満のときは  
15,000円、200平方  
メートル以上のと  
きは16,000円

イ 認定の対象が2以  
上の単位住戸を有す  
る住宅である場合  
(ア)又は(イ)に規定す

(イ) 申請に係る単位  
住戸が2以上の場  
合にあつては、当  
該単位住戸の床面  
積の合計が300平  
方メートル未満の  
ときは57,000円、  
300平方メートル  
以上2,000平方メ  
ートル未満のとき  
は96,000円、2,000  
平方メートル以上  
5,000平方メー  
トル未満のときは  
163,000円、5,000  
平方メートル以上  
のときは234,000  
円

イ 認定の対象が住宅  
である場合(認定の  
対象が2以上の単位  
住戸を有する住宅の

る額

(ア) 申請に係る住宅  
について、誘導基  
準に適合している  
かどうかの基準  
が、性能基準によ  
る場合にあつて  
は、申請に係る住  
宅の床面積の合計  
が300平方メート  
ル未満のときは  
57,000円、300平方  
メートル以上  
2,000平方メート  
ル未満のときは  
96,000円、2,000平  
方メートル以上  
5,000平方メート  
ル未満のときは  
163,000円、5,000  
平方メートル以上  
のときは234,000  
円

(イ) 申請に係る住宅  
について、誘導基  
準に適合している  
かどうかの基準  
が、誘導仕様基準

場合に限る。) 申  
請に係る住宅の床面  
積（共用部分に係る  
数値を用いない方法  
による場合にあつて  
は、共用部分の床面  
積を除く。）の合計  
が300平方メートル  
未満のときは57,000  
円、300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のときは  
96,000円、2,000平方  
メートル以上5,000  
平方メートル未満の  
ときは163,000円、  
5,000平方メートル  
以上のときは  
234,000円

による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国

基準（以下この項、  
次項、18の項及び19  
の項

\_\_\_\_\_において  
「標準入力法・主要  
室入力法」という。）  
による場合にあつ  
ては、当該建築物の  
床面積の合計が300  
平方メートル未満  
のときは189,000  
円、300平方メー  
トル以上1,000平方メ  
ートル未満のとき  
は237,000円、1,000  
平方メートル以上  
2,000平方メートル  
未満のときは  
306,000円、2,000  
平方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは

土交通省令第1号。  
以下この項から20  
の項までにおいて  
「省令」という。）  
第1条第1項第1  
号ただし書に定め  
る方法又は同号イ  
に定める基準（次項  
から17の項まで及  
び20の項において  
「標準入力法・主要  
室入力法」という。）  
による場合にあつ  
ては、当該建築物の  
床面積の合計が300  
平方メートル未満  
のときは189,000  
円、300平方メー  
トル以上1,000平方メ  
ートル未満のとき  
は237,000円、1,000  
平方メートル以上  
2,000平方メートル  
未満のときは  
306,000円、2,000  
平方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは

		<p>437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次項、18の項及び19の項)</u>において「モデル建物法」という。)による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル</p>			<p>437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第1条第1項第1号ロに定める基準(次項から17の項まで及び20の項)</u>において「モデル建物法」という。)による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル</p>
--	--	---	--	--	---

ル未満のときは  
92,000円、1,000平  
方メートル以上  
2,000平方メートル  
未満のときは  
121,000円、2,000  
平方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは  
196,000円、5,000  
平方メートル以上  
10,000平方メー  
トル未満のときは  
257,000円、10,000  
平方メートル以上  
25,000平方メー  
トル未満のときは  
308,000円、25,000  
平方メートル以上  
のときは362,000円

エ 認定の対象が住宅  
及び住宅以外の部分  
を有する建築物であ  
る場合 申請に係る  
建築物の住宅の部分  
について、次の(ア)又  
は(イ)に掲げる区分  
に応じ、当該(ア)又は

ル未満のときは  
92,000円、1,000平  
方メートル以上  
2,000平方メートル  
未満のときは  
121,000円、2,000  
平方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは  
196,000円、5,000  
平方メートル以上  
10,000平方メー  
トル未満のときは  
257,000円、10,000  
平方メートル以上  
25,000平方メー  
トル未満のときは  
308,000円、25,000  
平方メートル以上  
のときは362,000円

エ 認定の対象が住宅  
及び住宅以外の部分  
を有する建築物であ  
る場合 申請に係る  
建築物の住宅の部分  
の床面積（共用部分  
に係る数値を用いな  
い方法による場合に



			<p>(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合に規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(3) (略)</p>			<p>あつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(3) (略)</p>
14	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住</p>	14	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>(1) 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場</p>

宅である場合 2,000  
円

イ 認定の対象が2以  
上の単位住戸を有す  
る住宅である場合  
申請に  
係る住宅の床面積

合 (ア)又は(イ)に規  
定する額

(ア) 申請に係る単位  
住戸が1の場合に  
あつては、2,000円

(イ) 申請に係る単位  
住戸が2以上の場  
合にあつては、当該  
単位住戸の床面積  
の合計が300平方メ  
ートル未満のとき  
は4,000円、300平方  
メートル以上2,000  
平方メートル未満  
のときは8,000円、  
2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満のときは  
19,000円、5,000平  
方メートル以上の  
ときは33,000円

イ 認定の対象が住宅  
である場合(認定の対  
象が2以上の単位住  
戸を有する住宅の場  
合に限る。) 申請に  
係る住宅の床面積(共  
用部分に係る数値を

\_\_\_\_\_の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部

			<p>(ア) <u>建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合</u> <u>アに規定する額</u></p> <p>(イ) <u>建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</u></p> <p>(2) <u>適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</u>にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア <u>認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合</u> (ア) 又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) <u>申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているか</u></p>			<p><u>分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</u></p> <p>(2) <u>適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</u>にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア <u>認定の対象が住宅の単位住戸である場合</u> (ア) 又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) <u>申請に係る単位住戸が1の場合</u></p>
--	--	--	--	--	--	--

どうかの基準が、性能基準による場合  
にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有す

にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあっては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 認定の対象が住宅である場合(認定の対

る住宅である場合  
(ア)又は(イ)に規定す  
る額  
(ア) 申請に係る住宅  
について、誘導基準  
に適合しているか  
どうかの基準が、性  
能基準による場合  
にあつては、申請に  
係る住宅の床面積  
の合計が300平方メ  
ートル未満のとき  
は29,000円、300平  
方メートル以上  
2,000平方メートル  
未 満 の とき は  
48,000円、2,000平  
方メートル以上  
5,000平方メートル  
未 満 の とき は  
82,000円、5,000平  
方メートル以上の  
ときは117,000円  
(イ) 申請に係る住宅  
について、誘導基準  
に適合しているか  
どうかの基準が、誘  
導仕様基準による

象が2以上の単位住  
戸を有する住宅の場  
合に限る。) 申請に  
係る住宅の床面積(共  
用部分に係る数値を  
用いない方法による  
場合にあつては、共用  
部分の床面積を除  
く。)の合計が300平  
方メートル未満のと  
きは29,000円、300平  
方メートル以上2,000  
平方メートル未満の  
ときは48,000円、2,0  
00平方メートル以上  
5,000平方メートル未  
満のときは82,000円、  
5,000平方メートル以  
上のときは117,000円

場合にあつては、申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合に

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合に

あつては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

(イ) (略)

エ 認定の対象が住宅

あつては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

(イ) (略)

エ 認定の対象が住宅



			<p>及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p>			<p>及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合においては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>	
			(3) (略)			(3) (略)	
15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判	(1) 判定の対象となる建築物(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条	15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判	(1) 判定の対象となる建築物(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条

<p>第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>定手数料</p>	<p>る法律第11条第1項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この項から17の項までにおいて「工場等」という。)である場合 ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項から17の項まで及び20の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合している</p>	<p>第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>定手数料</p>	<p>る法律第11条第1項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この項から17の項までにおいて「工場等」という。)である場合 ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項から17の項まで及び20の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合している</p>
---	-------------	--	---	-------------	--

かどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は省令第1条第1項第1号イに定める基準(以下この項から17の項まで及び20の項において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平

かどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平

方メートル以上のときは191,000円  
イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この項から17の項まで及び20の項において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上

方メートル以上のときは191,000円  
イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法  
\_\_\_\_\_による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上

			25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円 (2) (略)				25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円 (2) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、同法第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性	18	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、同法第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性

能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分の有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 4,000円

能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分の有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額  
(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合に あっては、4,000円  
(イ) 申請に係る単位

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計

住戸が2以上の場合にあっては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

イ 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積の合計(設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積

\_\_\_\_\_が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき37,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき67,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算し

の合計) が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき37,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき67,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計(設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面



			<p><u>た額</u></p> <p><u>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合アに規定する額</u></p> <p><u>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額</u></p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)に</p>			<p><u>積の合計)に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加えた額</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)に</p>
--	--	--	--	--	--	---

あつては、次のアからエ  
までに掲げる区分に応  
じ、当該アからエまでに  
定める額

ア 認定の対象が1の  
単位住戸を有する住  
宅である場合 1件  
につき(ア)又は(イ)に  
規定する額

(ア) 申請に係る住宅  
について、誘導基準  
に適合しているか  
どうかの基準が、性  
能基準による場合  
にあつては、当該単  
位住戸の床面積が  
200平方メートル未  
満のときは28,000  
円、200平方メー  
トル以上のときは  
32,000円

(イ) 申請に係る住宅  
について、誘導基準  
に適合しているか  
どうかの基準が、誘  
導仕様基準による  
場合にあつては、当  
該単位住戸の床面

あつては、次のアからエ  
までに掲げる区分に応  
じ、当該アからエまでに  
定める額

ア 認定の対象が住宅  
の単位住戸である場  
合 \_\_\_\_\_ 1件  
につき(ア)又は(イ)に  
規定する額

(ア) 申請に係る単位  
住戸が1の

\_\_\_\_\_ 場合  
にあつては、当該単  
位住戸の床面積が  
200平方メートル未  
満のときは28,000  
円、200平方メー  
トル以上のときは  
32,000円

(イ) 申請に係る単位  
住戸が2以上の場  
合にあつては、当  
該単位住戸の床面  
積の合計が300平  
方メートル未満の  
ときは57,000円、

積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合1件につき(ア)又は(イ)に規定する額  
(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあっては、申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

イ 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積の合計(設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計)が300平方メートル未満のときは1件につき57,000円、300平方メートル以上

		<p>合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上</p>			<p>2,000平方メートル未満のときは1件につき96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき163,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき234,000円</p>
--	--	---	--	--	---

2,000平方メートル  
未満のときは  
47,000円、2,000平  
方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは  
86,000円、5,000平  
方メートル以上の  
ときは130,000円

ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 1件につき(ア)  
又は(イ)に規定する額  
(ア) 申請に係る建築  
物について、誘導基  
準に適合している  
かどうかの基準が、  
省令第10条第1号  
ただし書に定める  
方法又は標準入力  
法・主要室入力法

による場合にあっ  
ては、当該建築物の  
床面積の合計が300  
平方メートル未満

ウ 認定の対象が住宅  
以外の建築物である  
場合 1件につき(ア)  
又は(イ)に規定する額  
(ア) 申請に係る建築  
物について、誘導基  
準に適合している  
かどうかの基準が、  
省令第10条第1号  
ただし書に定める  
方法又は同号イ(1)  
及びロ(1)に定める  
基準(次項において  
「標準入力法・主要  
室入力法」という。)  
による場合にあっ  
ては、当該建築物の  
床面積の合計が300  
平方メートル未満

のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円  
(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法

のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円  
(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号

\_\_\_\_\_による  
\_\_\_\_\_の場合にあっては、  
当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは

イ(2)及びロ(2)に定める基準(次項において「モデル建物法」という。)による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは

308,000円、25,000  
平方メートル以上  
のときは362,000円  
エ 認定の対象が住宅  
及び住宅以外の部分  
を有する建築物であ  
る場合 1件につき  
申請に係る建築物の  
住宅の部分について、  
次の(ア)又は(イ)に掲  
げる区分に応じ、当該  
(ア)又は(イ)に定める  
額、住宅以外の部分  
の床面積の合計に応  
じてウの規定により  
算出した額を加算し  
た額  
(ア) 建築物の住宅の  
部分が1の単位住  
戸を有する場合  
アに規定する額  
(イ) 建築物の住宅の  
部分が2以上の単  
位住戸を有する場  
合 申請に係る建  
築物の住宅の部分  
の床面積(省令第13  
条第3項第2号の

308,000円、25,000  
平方メートル以上  
のときは362,000円  
エ 認定の対象が住宅  
及び住宅以外の部分  
を有する建築物であ  
る場合 1件につき  
申請に係る建築物の  
住宅の部分の床面積  
の合計(設計一次エネ  
ルギー消費量を省令  
第4条第3項第2号  
の数値とした住宅に  
あつては、住宅のうち  
共用部分を除いた単  
位住戸の総数の床面  
積の合計)に応じてイ  
の規定により算出し  
た額に、住宅以外の部  
分の床面積の合計に  
応じてウの規定によ  
り算出した額を加え  
た額



			<u>規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額</u> (3)・(4) (略)				(3)・(4) (略)
19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 <u>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき2,000円</u>	19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 <u>ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 1件につき(7)又は(4)に規定する額</u>

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合  
申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、2,000円  
(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円  
イ 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計(設計一次エネルギー消費量を省令第

場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計

\_\_\_\_\_が300平方メートル未満のときは1件につき4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき19,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき33,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該

4条第3項第2号の数値とした住宅にあつては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき19,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき33,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計(設計一次エネルギー消費量を省令

(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー

第4条第3項第2号の数値とした住宅にあつては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計)に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加えた額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー

一消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が性能基準による場合にあっては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000

一消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

		<p style="text-align: center;"><u>ロ</u></p> <p><u>(イ) 申請に係る住宅</u> <u>について、誘導基準</u> <u>に適合しているか</u> <u>どうかの基準が、誘</u> <u>導仕様基準による</u> <u>場合にあつては、当</u> <u>該住宅の床面積が</u> <u>200平方メートル未</u> <u>満のときは7,000</u> <u>円、200平方メー</u> <u>トル以上のときは</u> <u>8,000円</u></p> <p><u>イ 認定の対象が2以</u> <u>上の単位住戸を有す</u> <u>る住宅である場合</u> <u>1件につき(ア)又は</u> <u>(イ)に規定する額</u> <u>(ア) 申請に係る住宅</u> <u>について、誘導基準</u> <u>に適合しているか</u> <u>どうかの基準が、性</u> <u>能基準による場合</u></p>			<p><u>(イ) 申請に係る単位</u> <u>住戸が2以上の場</u> <u>合にあつては、当該</u> <u>単位住戸の床面積</u> <u>の合計が300平方メ</u> <u>ートル未満のとき</u> <u>は29,000円、300平</u> <u>方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル</u> <u>未満のときは</u> <u>48,000円、2,000平</u> <u>方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル</u> <u>未満のときは</u> <u>82,000円、5,000平</u> <u>方メートル以上の</u> <u>ときは117,000円</u></p> <p><u>イ 認定の対象が住宅</u> <u>である場合(認定の対</u> <u>象が2以上の単位住</u> <u>戸を有する住宅の場</u> <u>合に限る。)</u> <u>申請に</u> <u>係る住宅の床面積の</u> <u>合計(設計一次エネル</u> <u>ギー消費量を省令第</u> <u>4条第3項第2号の</u> <u>数値とした住宅にあ</u></p>
--	--	---	--	--	--

			<p>にあつては、申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が誘導仕様基準による場合にあつては、申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を</p>			<p>つては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計) が300平方メートル未満のときは1件につき29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき82,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき117,000円</p>
--	--	--	--	--	--	---

適用する場合にあ  
っては、共用部分の  
床面積を除く。）の  
合計が300平方メー  
トル未満のときは  
14,000円、300平方  
メートル以上2,000  
平方メートル未満  
のときは24,000円、  
2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満のときは  
43,000円、5,000平  
方メートル以上の  
ときは65,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅  
及び住宅以外の部分  
を有する建築物であ  
る場合 1件につき  
申請に係る建築物の  
住宅の部分について、  
次の(ア)又は(イ)に掲  
げる区分に応じ、当該  
(ア)又は(イ)に定める  
額に、住宅以外の部分  
の床面積の合計に応  
じてウの規定により

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅  
及び住宅以外の部分  
を有する建築物であ  
る場合 1件につき  
申請に係る建築物の  
住宅の部分の床面積  
の合計(設計一次エネ  
ルギー消費量を省令  
第4条第3項第2号  
の数値とした住宅に  
あっては、住宅のうち  
共用部分を除いた単



			<p>算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合に規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(3)―(5) (略)</p>			<p>位住戸の総数の床面積の合計)に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加えた額</p> <p>(3)―(5) (略)</p>	
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規	20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規

定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り。以下この項において「適合証」という。)がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額  
アーウ (略)  
エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、

定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り。以下この項において「適合証」という。)がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額  
アーウ (略)  
エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積

			<p>次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 適合証がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応</p>			<p>の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加えた額</p> <p>(2) 適合証がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応</p>
--	--	--	---	--	--	---

じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)、(イ)又は(ウ)に規定する額

(ア) (略)

(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準

(以下この項において「モデル住宅法・フロア入力法」という。)による場

合にあっては、200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(ウ) (略)

イ 認定の対象が2以

じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)、(イ)又は(ウ)に規定する額

(ア) (略)

(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準

\_\_\_\_\_による場合にあっては、200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(ウ) (略)

イ 認定の対象が2以

上の単位住戸を有する住宅である場合  
1 件につき(ア)、(イ)又は(ウ)に規定する額  
(ア) (略)  
(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル住宅法・フロア入力法

          による場合にあっては、当該住宅の床面積の合計(設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計)が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メ

上の単位住戸を有する住宅である場合  
1 件につき(ア)、(イ)又は(ウ)に規定する額  
(ア) (略)  
(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める

          基準による場合にあっては、当該住宅の床面積の合計(設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計)が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メ

一トール未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

(ウ) (略)

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅

及び住宅以外の部分

を有する建築物である

場合 1件につき

申請に係る建築物の

住宅の部分について、

次の(ア)又は(イ)に掲

げる区分に応じ、当該

(ア)又は(イ)に定める

額に、住宅以外の部分

の床面積の合計に応

じてウ規定により算

出した額を加算した

額

(ア) 建築物の住宅の

部分が1の単位住

戸を有する場合

アに規定する額

一トール未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

(ウ) (略)

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅

及び住宅以外の部分

を有する建築物である

場合 1件につき

申請に係る建築物の

住宅の部分の床面積

の合計(設計一次エネ

ルギー消費量を省令

第4条第3項第2号

の数値とした住宅に

あっては、住宅のうち

共用部分を除いた単

位住戸の総数の床面

積の合計)に応じてイ

の規定により算出し

た額に、住宅以外の部

分の床面積の合計に

応じてウの規定によ

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合、申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額

り算出した額を加えた額

備考 (略)

備考 (略)

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

項	事務	名称	金額 (1件につき)
1	(略)	(略)	(略)
12			
13	建築基準法第52条第6項	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
	3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査		
13	(略)	(略)	(略)

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

項	事務	名称	金額 (1件につき)
1	(略)	(略)	(略)
12			
13	(略)	(略)	(略)

14	(略)	(略)	(略)
17			
18	建築基準法第55条第3項	建築物の高さの特例許可の規定に基づく建築物の申請手数料 高さの特例の許可の申請に対する審査	160,000円
18	建築基準法第55条第4項	建築物の高さの適用除外の各号の規定に基づく建築物の高さの適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)
19	(略)	(略)	(略)
23			
23	建築基準法第58条第2項	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請の申請手数料 高さの特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)	(略)
43	建築基準法第86条第1項	一団地内に建築等をするの規定に基づく一の敷地1又は2以上の構えを成とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	(略)
44	建築基準法第86条第2項	既存建築物を前提として一の敷地総合的見地から設計した	(1) 建築物(建築等をするものに限る。以下この項

14	(略)	(略)	(略)
17			
18	建築基準法第55条第3項	建築物の高さの各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	(略)
19	(略)	(略)	(略)
23			
(略)	(略)	(略)	(略)
43	建築基準法第86条第1項	一団地内に建築されるの規定に基づく一の敷地1又は2以上の構えを成とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	(略)
44	建築基準法第86条第2項	既存建築物を前提として一の敷地総合的見地から設計した	(1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項



	とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	建築物の特例認定申請手数料	において同じ。)の数が1である場合 78,000円 (2) (略)		とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	建築物の特例認定申請手数料	において同じ。)の数が1である場合 78,000円 (2) (略)
45	建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料	(略)	45	建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料	(略)
46	建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	(1) 建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 238,000円 (2) (略)	46	建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	(1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 238,000円 (2) (略)
47	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料	(1) 建築物(新築する一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 78,000円 (2) (略)	47	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(1) 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 78,000円 (2) (略)
48	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物若し	一敷地内認定建築物若し	(1) 建築物(新築する一敷	48	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は	一敷地内認定建築物又は	(1) 建築物(一敷地内認定

	2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	くは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 238,000円 (2) (略)		2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築	建築物又は一敷地内許可建築物を除く
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ 又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	(略)	58	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	(略)
59	租税特別措置法第28条の	優良住宅新築認定申請手	(略)	59	租税特別措置法第28条の	優良住宅新築認定申請手	(略)

<p>4 第 3 項第 7 号ロ若しくは第 63 条第 3 項第 7 号ロ</p> <p>又は第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>			<p>4 第 3 項第 7 号ロ、第 63 条第 3 項第 7 号ロ若しくは第 68 条の 69 第 3 項第 7 号ロ又は第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>		
(略) (略)	(略)	(略)	(略) (略)	(略)	(略)
別表第 3 (略)			別表第 3 (略)		